

人事院公示第 3 号

人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、昭和 38 年人事院公示第 5 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 8 年 2 月 13 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定（前書きを含む。以下同じ。）の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、 <u>同法に基づき制定される人事院規則等（この公示の第 2 項各号に規定するものに限る。）</u> に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。	人事院は、人事院規則 2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第 2 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）、 <u>人事院規則 9—1（非常勤職員の給与）、人事院規則 9—5（給与簿）、人事院規則 9—6（俸給の調整額）、人事院規則 9—6—6（人事院規則 9—6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）、人事院規則 9—7（俸給等の支給）、人事院規則 9—8（初任</u>

給、昇格、昇給等の基準)、人事院規則 9-8-8 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-14 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-18 (人事院規則 9-8 (初任給、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-40 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-57 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-68 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-90 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則)、人事院規則 9-8-94 (人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事

院規則)、人事院規則 9-15 (宿
日直手当)、人事院規則 9-17 (俸
給の特別調整額)、人事院規則 9-2
4 (通勤手当)、人事院規則 9-3
0 (特殊勤務手当)、人事院規則 9
-34 (初任給調整手当)、人事院
規則 9-40 (期末手当及び勤勉手
当)、人事院規則 9-43 (休日
給)、人事院規則 9-49 (地域手
当)、人事院規則 9-49-57
(人事院規則 9-49 (地域手当)
の一部を改正する人事院規則)、人
事院規則 9-54 (住居手当)、人
事院規則 9-55 (特地勤務手当
等)、人事院規則 9-55-154
(人事院規則 9-55 (特地勤務手
当等)の一部を改正する人事院規
則)、人事院規則 9-80 (扶養手
当)、人事院規則 9-82 (俸給の
半減)、人事院規則 9-89 (単身
赴任手当)、人事院規則 9-93
(管理職員特別勤務手当)、人事院
規則 9-97 (超過勤務手当)、人
事院規則 9-102 (研究員調整手
当)、人事院規則 9-121 (広域
異動手当)、人事院規則 9-122

(専門スタッフ職調整手当)、人事院規則 9-1-2-3 (本府省業務調整手当)、人事院規則 9-1-2-9 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための人事院規則 9-3-0 (特殊勤務手当)の特例)、人事院規則 9-1-4-7 (給与法附則第 8 項の規定による俸給月額)、人事院規則 9-1-4-8 (給与法附則第 10 項、第 12 項又は第 13 項の規定による俸給)及び人事院規則 9-1-5-1 (在宅勤務等手当)に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～四の三 (略)

五 人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)に規定する次に掲げる事項

(削る)

1 (略)

2 委任する権限及び所掌事務

一～四の三 (略)

五 人事院規則 9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)に規定する次に掲げる事項

(1) 第 11 条第 3 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている職員について定めること。

(1) (略)

(1の2) 第11条第5項第7号

の規定に基づき、人事院が定めることとされている者について定めること。

(1の3) 第12条第1項第2号

の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び号俸について定めること。

(1の4) 第12条第2項の規定

に基づき、人事院が定めるところとされている場合及び事項について定めること。

(2) (略)

(削る)

(3) 第15条第1項又は第2項

の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び数について定めること。

(削る)

(1の2) (略)

(新設)

(1の3) 第11条第4項の規定

に基づき、人事院が定めるところとされている事項について定めること。

(新設)

(2) (略)

(3) 第14条第1項の表の備考

第2号の規定に基づき、職員についての定め及び数についての定めをすること。

(4) 第15条第1項の規定に基

づき、人事院が定めるところとされている職務の級、職務、者及び数について定めること。

(5) 第15条第1項第2号又は

第4号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている

	<p><u>経験年数について定めること。</u></p>
<p>(4) <u>第15条の2第1項の規定に基づき、人事院が定めるところとされている場合及び資格について定めること。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(5) (略)</p>	<p>(5の2) (略)</p>
<p>(6) <u>第16条の規定に基づき、職務の級及び号俸を決定する場合の基準について承認すること。</u></p>	<p>(6) <u>第17条の規定に基づき、人事院が定めるところとされている事項について定めること。</u></p>
<p>(7) <u>第20条第1項後段（第11条第1項後段及び第25条後段において準用する場合を含む。）の規定に基づき、人事院が定めるところとされている職務の級及び要件について定めること。</u></p>	<p>(7) <u>第17条第7号の規定に基づき、人事院が定めるところとされている者について定めること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>(8) <u>第18条の規定に基づき、号俸を決定する場合の基準について承認すること。</u></p>
<p>(削る)</p>	<p>(9) <u>第19条のただし書の規定に基づき、号俸を決定することを承認すること。</u></p>
<p>(8)～(10) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(10)～(10の3) (略)</p> <p>(10の4) <u>第20条第5項の規定</u></p>

	<p><u>に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(10 の 5) 第 2 0 条第 6 項の規定により読み替えられた同条第 4 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている要件について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(11) 第 2 0 条第 7 項ただし書の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(11 の 2) 第 2 0 条の 2 第 4 項第 1 号又は第 2 号の規定に基づき、職務の級に在級した期間として取り扱うことができる期間を定めることについて承認すること。</u></p>
(11) 第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている <u>場合</u> について定めること。	<p><u>(11 の 3) 第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び事項について定めること。</u></p>
(11 の 2) (略)	(11 の 4) (略)
(12) ・ (13) (略)	(12) ・ (13) (略)
(削る)	<p><u>(13 の 2) 第 2 5 条第 2 項 (第 2 7 条第 2 項において準用する</u></p>

(14)～(38の2) (略)

(38の3) 別表第2の福祉職俸給表初任給基準表の備考の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び事項について定めること。

(削る)

(39)・(40) (略)

(削る)

(削る)

場合を含む。)の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(14)～(38の2) (略)

(38の3) 別表第2の福祉職俸給表初任給基準表の備考第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び初任給欄の号俸について定めること。

(38の4) 別表第2の福祉職俸給表初任給基準表の備考第2項の規定に基づき、人事院が定めることとされている者及び年数について定めること。

(39)・(40) (略)

(41) 別表第6の規定に基づき、在級期間表の表中の「別に定める」こととされている要件について定めること。

(42) 別表第6の行政職俸給表(一)在級期間表の備考第2項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらない

ことができる場合について定めること。

(削る)

(42 の 2) 別表第 6 の行政職俸給表(一)在級期間表の備考第 5 項の規定に基づき、同表の適用について定めること。

(削る)

(42 の 3) 別表第 6 の行政職俸給表(一)在級期間表の備考第 8 項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。

(削る)

(42 の 4) 別表第 6 の専門行政職俸給表在級期間表の備考第 2 項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。

(削る)

(42 の 5) 別表第 6 の専門行政職俸給表在級期間表の備考第 5 項の規定に基づき、同表の適用について定めること。

(削る)

(42 の 6) 別表第 6 の専門行政職俸給表在級期間表の備考第 8 項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。

(削る)

(42 の 7) 別表第 6 の税務職俸給表在級期間表の備考第 2 項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。

(削る)

(42 の 8) 別表第 6 の税務職俸給表在級期間表の備考第 4 項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。

(削る)

(42 の 9) 別表第 6 の公安職俸給

	<p><u>表(一)在級期間表の備考第4項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(42の10) 別表第6の公安職俸給表(一)在級期間表の備考第8項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(42の11) 別表第6の公安職俸給表(二)在級期間表の備考第2項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(42の12) 別表第6の公安職俸給表(二)在級期間表の備考第4項の規定に基づき、同表の適用について定めること。</u></p>

(削る)	<p><u>(42 の 13) 別表第 6 の公安職俸給表(二)在級期間表の備考第 7 項の規定に基づき、人事院が定めることとされているいずれかの職務の級及び人事院が別に定めることとされている同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(42 の 14) 別表第 6 の研究職俸給表在級期間表の備考第 2 項の規定に基づき、同表の適用について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(42 の 15) 別表第 6 の研究職俸給表在級期間表の備考第 3 項の規定に基づき、2 級に昇格させる場合に必要な事項について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(42 の 16) 別表第 6 の医療職俸給表(一)在級期間表の備考第 1 項の規定に基づき、人事院が別に定めることとされている要件及び同表の在級期間によらないことができる場合について定めること。</u></p>
(削る)	<p><u>(42 の 17) 別表第 6 の医療職俸</u></p>

五の二～五の九 (略)

五の十 人事院規則 9—8—97

(人事院規則 9—8 (初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する人事院規則) に規定する次に掲げる事項

(1) 附則第 2 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(2) 附則第 3 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている採用試験及び事項について定めること。

(3) 附則第 4 条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

五の十一 (略)

六 (略)

七 人事院規則 9—24 (通勤手当) に規定する次に掲げる事項

給表(一)在級期間表の備考第 2 項の規定に基づき、2 級に決定する場合に必要な事項について定めること。

五の二～五の九 (略)

(新設)

五の十 (略)

六 (略)

七 人事院規則 9—24 (通勤手当) に規定する次に掲げる事項

(1)～(11) (略)

(12) 第16条第1項第1号の規定に基づき、人事院が定めることとされている経路について定めること。

(13) 第16条第1項第3号の規定に基づき、人事院が定めることとされている施設について定めること。

(14) 第16条第2項の規定に基づき、人事院が認めることとされている場合について認めること及び人事院が別に定めることとされている要件について定めること。

(15) 第18条第1号ハの規定に基づき、人事院が定めることとされている額について定めること。

(16) 第21条第2項第1号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。

(17) 第21条第2項第1号ロ又は第2号イ若しくはロの規定に基づき、人事院が定めるこ

(1)～(11) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(12) 第18条第2項第1号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。

(13) 第18条第2項第1号ロ又は第2号イ若しくはロの規定に基づき、人事院が定めるこ

ととされている額について定めること。

(18) 第21条第3項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(19) 第22条第1項第1号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

(20) 第22条第2項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。

(21) 第25条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。

八 (略)

九 人事院規則9-34(初任給調整手当)に規定する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 第3条第3号の規定に基づき、人事院が認めることとされている職員について認めること。

ととされている額について定めること。

(14) 第18条第3項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

(15) 第19条第1項第1号ロの規定に基づき、人事院が定めることとされている期間について定めること。

(16) 第19条第2項第5号の規定に基づき、人事院が定めることとされている事由について定めること。

(17) 第22条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項を定めること。

八 (略)

九 人事院規則9-34(初任給調整手当)に規定する次に掲げる事項

(1)～(3) (略)

(新設)

(5)～(7) (略)

(8) 第15条の規定に基づき、
人事院が定めることとされて
いる事項について定めるこ
と。

十 人事院規則9—40（期末手
当及び勤勉手当）に規定する次
に掲げる事項

(1)～(3の2) (略)

(3の3) 第5条第2項第5号の
規定に基づき、人事院が定め
ることとされている公共的機
関及び期間について定めるこ
と。

(3の4) 第6条第1項第2号ホ
の規定に基づき、人事院が定
めることとされている者につ
いて定めること。

(3の5)・(3の6) (略)

(4)～(8) (略)

十の二～十二 (略)

十三 人事院規則9—55（特地
勤務手当等）に規定する次に掲
げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 第4条第3項第2号又は第

(4)～(6) (略)

(7) 第10条の規定に基づき、
人事院が定めることとされて
いる事項について定めるこ
と。

十 人事院規則9—40（期末手
当及び勤勉手当）に規定する次
に掲げる事項

(1)～(3の2) (略)

(3の3) 第5条第2項第5号の
規定に基づき、人事院が定め
ることとされている公共的機
関、期間及び法人について定
めること。

(新設)

(3の4)・(3の5) (略)

(4)～(8) (略)

十の二～十二 (略)

十三 人事院規則9—55（特地
勤務手当等）に規定する次に掲
げる事項

(1)～(3) (略)

(4) 第4条第3項第1号又は第

<p><u>4号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>十三の二 (略)</p> <p><u>十三の三 人事院規則9-5-5-1</u></p> <p><u>55 (人事院規則9-5-5 (特地勤務手当等)の一部を改正する人事院規則) 附則第4条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。</u></p> <p>十四～二十四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p><u>2号の規定に基づき、人事院が定めることとされている官署について定めること。</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>十三の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十四～二十四 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	---

2 この決定による改正は、令和8年4月1日から効力を発生する。